

## 大阪府条例第四十七号

大阪府介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を

定める条例の一部を改正する条例

大阪府介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例  
(平成二十年大阪府条例第二号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第十八条（診療の方針） 第一一五（略）</p> <p>六 知事が定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方しないこと。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第二条第十八項に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合においては、この限りでない。</p>	<p>第十八条（診療の方針） 第一一五（略）</p> <p>六 知事が定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方しないこと。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第二条第十七項に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合においては、この限りでない。</p>

### 附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。